### 第I章

1.

(1)

大陸法系のことをローマ法系, 英語では civil law (←→common law) という。ローマ法系のことを civil law というのは, 継受されたローマ法のもっとも重要な法源であるユスチニアヌス法典 (6世紀に東ローマ帝国のユスチニアヌス大帝の命により編纂された)が 16世紀後半以降 Corpus Iuris Civilis (市民法大全――意訳すると「ローマ法大全」) と呼ばれたことによる。

(2)

# ①連合王国

- ◆England (1066: William I によるイングランド征服)
- ◆Wales (1284 に England 国王 Edward I が征服し、属国とし、その息子 (のちの Edward II) をその君主に据えた。1536 年に正式に併合される)
- ◆Scotland (1603 年に Scotland 王 James 6 世が England 王 James 1 世として即位して以降, 同じ王を戴くことになる。1707 年に議会の法律により England と合併し, Great Britain という連合王国を形成した。)
- ◆Northern Ireland (Ireland——1801 年に Great Britain と合併し, United Kingdom の一部となった。南 Ireland——1922 年 Irish Free State (アイルランド自由国,自治領) となる。1937年に独立主権国家 Eire となり、1949 年には Republic of Ireland として、Commonwealth からも離脱。

### ②アメリカ合衆国

◆Louisiana (名称はフランス国王ルイ14世にちなむ) ——フランスの植民地 (アレゲニ山脈以西の広大な地), 1763年スペイン領 (ミシシッピ以東はイギリス領になる), 1800年フランス領, 1803年アメリカに1500万ドルで売却。

#### (3) 英米法と大陸法

イギリスでは早くから国内が統一され、しっかりとした法制度が確立されていたため、中世末から近世にかけて商取引が盛んになったときにも、ローマ法などに頼る必要が小さかった。これに対して、ヨーロッパでは、中世から近世にかけて統一的な法制度を自力で生み出すことのできる中央集権国家がでてこなかった。また、神聖ローマ帝国は、ローマ帝国の継続であり、そこでは、ローマ法が行われるべきであるという考えが一般的であった。

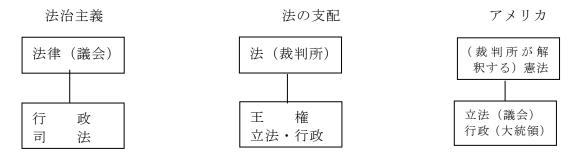
## [ローマ法を基礎とする法典編纂]

フランスにおいては、1804年に民法典が(1807年にナポレオン法典と改称された),1806年に民事訴訟法典が、1807年に商法典が、1808年に治罪法典が、1810年に刑法典が制定された。

ドイツにおいては、1896年にドイツ民法典が成立した。スイスでは、1881年にスイス債務法が成立した(民商法の統一——契約・会社・手形・小切手)。

19世紀以降のドイツにおける、精緻な概念構成による体系化。

# 【法の支配と法治主義】



名誉革命と権利の章典――国会主権の原理が確立し、国王に対する議会の優位を確立するとともに、裁判所に対する議会の優位が確立した。

2.

(1)

## **OMagna** Carta

イギリスの最古の現行法規として1225年のMagna Cartaが引かれることが多い。 最初のマグナ・カルタ

1215年6月15~19日 John Lackland←→baron, bishop, citizen

封建的慣習の確認、教会の自由・自由人の自由の保障

成立後わずか9週間で、ジョン王の懇請を容れた教皇インノケンティウス3世の教書/大 勅書(bull of August 24, 1215)によって無効と宣言された。

1216年, 1217年, 1225年に再発布され, 1225年のものは, 現行の法律中最古のものとされる。

William I	1066.12.25	1087.9.9
William II	1087.9.26	1100.8.2
Henry I	1100.8.5	1135.12.1
Stephen	1135.12.22	1154.10.25
Henry II	1154.12.19	1189.7.6
Richard I	1189.9.3	1199.4.6
John	1199.5.27	1216.10.18/19
Henry III	1216.10.28	1272.11.16
Edward I	1272.11.20	1307.7.7

## ◎詐欺防止法

電話で土地の売買契約をして書面を作らないと、あとでその契約を否認されるおそれがある。

- (2)判例法主義
- (a)判例法主義——判例法なしで成り立ち得ない法制度
- (b)先例拘束性の原理

同種の事件については先例と同じ判断を下す→法原則の認識・将来の裁判予測

イギリスでの貴族院判例の絶対的拘束力はLondon Street Tramways Co. v. LCC (1898) で確立されたが、1966年のPractice Statement で必要な場合に判例変更を認めるよう変更された。

アメリカでは自らの判例の変更を制約する実定法原則はない。

holding (ratio decidendi) & obiter dictum

この区別の例として,重度の精神障害者による不法行為についての損害賠償請求訴訟において,被告の責任能力は否定される (ratio decidendi),と述べられるときに,幼少の者の責任能力も否定される原則が述べられる (obiter dictum) 場合。

(c)コモン・ローとエクイティ

【Lord Chancellor (大法官) の職】

Keeper of the Great Seal (国璽尚書)

The Speaker of the House of Lords

Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員 (法律問題・憲法問題について政府 に助言する)

最高裁判所としての House of Lords の長

President of the Supreme Court (the Court of Appeal + the High Court)

President of the Chancery Division of High Court

最高裁事務局長 (裁判官職への任命に際して実質的に中心となる)

【最高裁としての House of Lords 維持――法律貴族の制度発足】

- ◆背景——19世紀の半ばに、法律家としての資格を持たない貴族は裁判にタッチしないという憲法上の慣例ができた。
- ◆Supreme Court of Judicature Act of 1873 で一旦, 貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた(1874年の施行予定)が, 1874年に政権が, 自由党 (Gladstone首相) から保守党 (Disraeli首相) に移ったことがあって, 1873年法の施行が延期され, 翌1975年のSupreme Court of Judicature Act of 1875 で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。
- ◆Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary = Law Lords (常任上告 貴族), 1968年~11名, 1994年~12名を最大限とする(2006年現在, 現員も12名)——Lord Chancellor, 高位の司法職にあった者とともに, 最低限3名, 通例5名で appellate committee を構成し, 最高裁として機能する。

議会の一院としての House of Lords の活動については,法律や裁判所関係の法案審議には参加するが, 非法律問題の議論に参加するときは, 個人的資格で参加するものとする慣行がある。

[Constitutional Reform Act, 2005 (2005.3.24)]

Lord Chancellor (大法官) 職は存続されることになったが、貴族院議長の職や司法部の長たる地位は他の者に移ることになった;最高裁判所 (Supreme Court) 設置;裁判官任命委員会設置。